

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対する意見の募集について(国内希少野生動植物種の追加指定)

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページ、記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期限

平成16年6月8日(火)～平成16年6月22日(火)

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課保護増殖係

電子メールの場合：shizen-kisyou@env.go.jp

FAXの場合：03-3581-7090

郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	0通
郵送	0通
電子メール	3通
計	3通

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の変更案に係るもの 0件
- ・その他の意見等 6件

国内希少野生動植物種の追加に関するパブリックコメントの実施結果

ご意見	対応方針
<p>ジュゴンを国内希少野生動植物種に指定すべきである。（3件）</p>	<p>今回の意見募集とは直接関係のないご意見と考えますが、今後の施策の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
<p>他の危機的な絶滅危惧種についても種指定を検討すべきである。</p>	<p>今回の意見募集とは直接関係のないご意見と考えますが、今後の施策の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
<p>今回指定された小笠原固有希少植物について、生息地等保護区を指定し、保護増殖事業計画を定め、効果的に保護すべきである。</p>	<p>今回の意見募集とは直接関係のないご意見と考えますが、今後の施策の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
<p>コヘナラレン、マルバタイミンタチバナなどの植物の他、小笠原諸島固有種のトンボ類、チョウ類、陸産貝類などを含む種についても国内希少野生動植物種に指定し、保全策を講じるべきである。</p>	<p>今回の意見募集とは直接関係のないご意見と考えますが、今後の施策の検討に際して参考とさせていただきます。</p>